

浜岡中の新校舎建設に着手

11月から仮設校舎の建築に入ります

市教育委員会では、昭和32年度に建築され、老朽化が進む浜岡中学校の校舎建て替え事業に着手します。

新校舎は、現在の校舎と同じ場所に建築予定です。工事期間中、生徒は仮設校舎を使用します。仮設校舎の使用は来年度4月からの予定です。

新校舎の建設は、生徒の学習環境をいち早く整備するため、工期が短縮できるデザインビルド方式によって進めます。設計から施工まで一つの業者が請け負うため、コスト縮減も期待できます。

照 会 教育総務課 ☎0537②98733



食料の寄贈を募ります

フードドライブにご協力ください

リストラや病気などの理由で働く場所を失い、食料が購入できなくなってしまった家庭のために食料の寄贈を募ります。

上記の理由で食料支援が必要な場合は、福祉課もしくは社会福祉協議会へご相談ください。

回収期間 8月1日(水)～8月31日(金)

回収場所 福祉課、市社会福祉協議会、市福祉会館

希望食品 缶詰や瓶詰などの保存食品、レトルト食品、インスタント食品、お米、飲料、ふりかけ、お茶漬け、のりといった常温保存が利くもの

食料の条件

- ・賞味期限が2カ月以上あるもの
- ・賞味期限が明記されているもの
- ・未開封であるもの
- ・破損で中身が出ていないもの
- ・お米は常識の範囲で古くないもの(もち米不可)



照 会 福祉課 ☎0537⑧51121

社会福祉協議会 ☎0548③5294

浜岡福祉会館 ☎0537⑧68066

農用地利用計画の変更について

農振除外には手続きが必要です

市では、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき農業振興地域整備計画を策定しています。この計画で、農業を振興していく地域を農振農用地区域として設定し、優良農地の確保・保全に努めています。この農振農用地区域を「青地」と呼びます。農振農用地区域内の農地は、農業以外の目的には利用できないこととなっています。

他の目的に利用するには、除外要件を満たした上で、農振農用地区域から除外する手続きをしていただく必要があります。

除外要件

- 除外しようとする農地は次の五つの要件を全て満たすものに限られます。さらに、その利用計画が農地法、都市計画法など他法令による許可が見込まれる必要があります。
- ① 代替すべき土地がないこと
 - ② 除外した後に、周辺農地の集約性が保てること、農作業の効率化、農地の農業上の効率のかつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ③ 認定農業者などに対する農用

地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと

- ④ 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- ⑤ ほ場整備などの土地改良事業を実施した場合、工事完了公告年度の翌年度から8年を経過していること

申請期間

8月1日(水)～31日(金)(土日祝日を除く)

※受け付けは、年2回(3月と8月の1カ月間) 予定しています。来年度、農業振興地域整備計画を総合的に見直すため、3月受け付け分は、許可まで1年程度の期間がかかるのでご注意ください。

申請をお考えの方は、申請前に照会先へ相談をお願いします。

照 会 農林水産課農地係

☎0537⑧51125

